

◎佐賀県条例第21号

佐賀県家畜人工授精料等徴収条例等の一部を改正する条例

(佐賀県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第1条 佐賀県家畜人工授精料等徴収条例(昭和34年佐賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-------------------------------|------|------|----------|--------|-------------------------------|------|------|-------|--------|
| 第3条 人工授精の施術料及び分譲精液料は次のとおりとする。 | | | | | 第3条 人工授精の施術料及び分譲精液料は次のとおりとする。 | | | | |
| 種類 | 施術料 | | 分譲精液料 | | 種類 | 施術料 | | 分譲精液料 | |
| | 出張施術 | 引付施術 | 単位 | 料金 | | 出張施術 | 引付施術 | 単位 | 料金 |
| 和牛 | 320円 | 100円 | 0.5c. c. | 320円 | 和牛 | 320円 | 100円 | 0.5cc | 330円 |
| 豚 | 320円 | 100円 | 50c. c. | 1,080円 | 豚 | 320円 | 100円 | 50cc | 1,100円 |

(佐賀県漁港管理条例の一部改正)

第2条 佐賀県漁港管理条例(昭和48年佐賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(使用料等)</p> <p>第13条 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第1の規定により算定した額の使用料又は占用料(当該甲種漁港施設の使用又は占用のうち次に掲げるもの以外のものに係る使用料又は占用料にあっては、その額(漁港施設用地その他の漁港施設(水域施設を除く。))の敷地の占用に係る占用料でその算定の単位が月又は年であるものにあつては、日割りをもって算定した額)に<u>1.08</u>を乗じて得た額の使用料又は占用料。以下「使用料等」という。)を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納</p> | <p>(使用料等)</p> <p>第13条 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第1の規定により算定した額の使用料又は占用料(当該甲種漁港施設の使用又は占用のうち次に掲げるもの以外のものに係る使用料又は占用料にあっては、その額(漁港施設用地その他の漁港施設(水域施設を除く。))の敷地の占用に係る占用料でその算定の単位が月又は年であるものにあつては、日割りをもって算定した額)に<u>1.1</u>を乗じて得た額の使用料又は占用料。以下「使用料等」という。)を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納</p> |

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|----|--|--|--|--|----|----|----|--|--|--|
| <p>付することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略 (土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港漁場整備法第39条第1項の規定により土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、土砂採取料等（別表第2の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第3の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額（占有をすることができる期間が1月未満のものに係る占用料にあつては、日割りをもって算定した額）に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 漁船が岸壁、物揚場、<u>指定船舶用浮棧橋</u>及び指定船舶用泊地を使用する場合は、当分の間第13条の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> | <p>付することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略 (土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港漁場整備法第39条第1項の規定により土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、土砂採取料等（別表第2の規定により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第3の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額（占有をすることができる期間が1月未満のものに係る占用料にあつては、日割りをもって算定した額）に<u>1.1</u>を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 漁船が岸壁、物揚場及び指定船舶用泊地を使用する場合は、当分の間、<u>第13条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 1302 745 1377">区分</th> <th data-bbox="745 1302 981 1377">単位</th> <th data-bbox="981 1302 1108 1377">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 単価 | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1302 1664 1377">区分</th> <th data-bbox="1664 1302 1899 1377">単位</th> <th data-bbox="1899 1302 2027 1377">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 単価 | | | |
| 区分 | 単位 | 単価 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 単価 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-----|--------------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------------|------------|
| 使用料 | 岸壁物揚場 | 普通船舶 | 総トン数1トンにつき係留1回 (係留時間24時間まで) | <u>3円</u> | 使用料 | 岸壁物揚場 | 普通船舶 | 総トン数1トンにつき係留1回 (係留時間24時間まで) | <u>4円</u> |
| | | 定期の船舶 | 総トン数1トンにつき係留1回 | <u>4円</u> | | | 定期の船舶 | 総トン数1トンにつき係留1回 | <u>2円</u> |
| | | 指定船舶 | 船舶の長さ1メートルにつき係留1回(係留時間24時間まで) | <u>10円</u> | | | 指定船舶 | 船舶の長さ1メートルにつき係留1回(係留時間24時間まで) | <u>11円</u> |
| | 指定船舶用泊地 | 船舶の長さ1メートルにつき係留1回(係留時間24時間まで) | <u>8円</u> 以内で規則で定める額 | 指定船舶用泊地 | 船舶の長さ1メートルにつき係留1回(係留時間24時間まで) | <u>9円</u> 以内で規則で定める額 | | | |
| | 野積場、漁具干場、船揚場その他の漁港施設用地 | 使用面積1平方メートルにつき1日 | <u>1.5円</u> | | 野積場、漁具干場、船揚場その他の漁港施設用地 | 使用面積1平方メートルにつき1日 | <u>1.1円</u> | | |
| 占用料 | 漁港施設用地その他の漁港施設(水域施設を除く。) | 上屋、倉庫その他これらに類するものを設置する場合 | 占用面積1平方メートルにつき1月 | <u>27円</u> | 占用料 | 漁港施設用地その他の漁港施設(水域施設を除く。) | 上屋、倉庫その他これらに類するものを設置する場合 | 占用面積1平方メートルにつき1月 | <u>20円</u> |
| | | 略 | | 略 | | | | | |
| | | その他の場合 | 占用面積1平方メートルにつき | <u>45円</u> | | | その他の場合 | 占用面積1平方メートルにつき | <u>33円</u> |

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|----------------------|---------------------|--------------|-------------|----------------------|---------------------|--------------|-------------|
| | | | 1月 | | | | 1月 |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | |
| 別表第3 (第14条関係) | | | | 別表第3 (第14条関係) | | | |
| 区分 | | 単位 | 単価 | 区分 | | 単位 | 単価 |
| 通路及び橋りょう | | 1平方メートルにつき1年 | <u>50円</u> | 道路及び橋りょう | | 1平方メートルにつき1年 | <u>40円</u> |
| 暗きょ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | <u>110円</u> | 暗きょ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | <u>90円</u> |
| | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | <u>70円</u> | | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | <u>50円</u> |
| 電柱類 | | 1本につき1年 | <u>570円</u> | 電柱類 | | 1本につき1年 | <u>460円</u> |
| 物揚場等 | | 1平方メートルにつき1年 | <u>70円</u> | 物揚場等 | | 1平方メートルにつき1年 | <u>60円</u> |
| 漁業用工作物（蓄養及び養殖施設を含む。） | | | <u>9円</u> | 漁業用工作物（蓄養及び養殖施設を含む。） | | | <u>8円</u> |
| その他 | | | <u>100円</u> | その他 | | | <u>80円</u> |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | |

(佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部改正)

第3条 佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和27年佐賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第10条 登録を受けようとする者、登録証の再交付を受けようとする者又は登録の変更を受けようとする者は、次に掲げる額の手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 登録手数料 2,600円 ただし、登録の更新の場合は<u>2,000円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 登録の変更手数料 <u>400円</u></p> <p>2 略</p> | <p>(手数料)</p> <p>第10条 登録を受けようとする者、登録証の再交付を受けようとする者又は登録の変更を受けようとする者は、次に掲げる額の手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 登録手数料 2,600円 ただし、登録の更新の場合は<u>2,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 登録の変更手数料 <u>500円</u></p> <p>2 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の佐賀県漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料等及び土砂採取料等から適用し、同日前の許可に係る使用料等及び土砂採取料等については、なお従前の例による。